東三河都市計画地区計画の決定（新城市決定）

都市計画杉山町浦地区計画を次のように決定する。

<table>
<tr><td colspan="2">名　　称</td><td colspan="5">杉山町浦地区計画</td></tr>
<tr><td colspan="2">位　　置</td><td colspan="5">新城市杉山字町浦の一部</td></tr>
<tr><td colspan="2">面　　積</td><td colspan="5">約0.3ha</td></tr>
<tr><td colspan="2">地区計画の目標</td><td colspan="5">本地区は、ＪＲ飯田線新城駅から西へ約 500ｍと徒歩圏内に位置している。また、北側にある３・３・２ 豊川新城線（一般国道 151 号）に近接しており、住環境、交通利便性に優れた地域である。
このため本計画区域では、中心市街地の既存ストックを活用しつつ、周辺環境との調和に配慮した優良な住宅地としての環境の形成と保全を図ることを目標とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">区域の整備開発及び保全の方針</td><td>土地利用の方針</td><td colspan="5">市の中心部における定住促進を図りつつ、周辺環境に配慮した住宅地の形成と、適正かつ合理的な土地利用を図る。</td></tr>
<tr><td>地区施設の整備の方針</td><td colspan="5">健全で良好な住宅地を形成するため、区画道路の整備を行う。</td></tr>
<tr><td>建築物等の整備の方針</td><td colspan="5">良好な居住環境の創出を図るため、建築物等の用途の制限、敷地面積の最低限度、高さ制限等の制限を定める。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">地区整備計画</td><td colspan="2" rowspan="2">地区施設の配置及び規模</td><td rowspan="2">道路</td><td>名　称</td><td>幅　員</td><td>延　長</td><td>配　置</td></tr>
<tr><td>道路１号</td><td>約５ｍ</td><td>約85ｍ</td><td>計画図表示のとおり</td></tr>
<tr><td rowspan="4">建築物等に関する事項</td><td>建築物等の用途の制限</td><td colspan="5">次に掲げる建築物以外は、建築してはならない。
建築基準法別表第２（ろ）項に掲げる建築物（ただし、建築基準法別表第２（い）項第３号から第７号を除く。）</td></tr>
<tr><td>建築物の敷地面積の最低限度</td><td colspan="5">200㎡</td></tr>
<tr><td>建築物等の高さの最高限度</td><td colspan="5">10ｍ</td></tr>
<tr><td>建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限</td><td colspan="5">建築物の形態及び色彩は、原則として装飾や原色を避け、周辺環境と調和したものとする。</td></tr>
</table>

「区域は、計画図表示のとおり」

理 由

本地区は、定住人口の確保を目的に住宅開発を誘導しつつ、周辺環境との調和に配慮した住宅地として優れた住環境の形成を図るため、地区計画を決定する。